

2019年7月23日

受益者の皆さまへ

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

「NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更を実施することになりましたので、お知らせいたします。

なお、本約款変更は、対象ファンドの運用方針等に影響を与えるものではありません。また、本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1 対象となる投資信託

NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）

2 変更内容および理由

ファンド名称の変更

当ファンドは、国内の不動産投資信託証券（Jリート）を主要投資対象として、2012年11月26日に毎月決算を行うファンドとして設定いたしました。その後、当ファンドに加えて、2019年3月4日を設定日として、年1回決算を行う「農林中金＜パートナーズ＞J-REIT インデックスファンド（年1回決算型）」を新設いたしました。当ファンドと新設ファンドの商品性の違いを明確にするために、決算回数以外の名称の統一が適当であると判断いたしました。

（変更前）NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）

（変更後）農林中金＜パートナーズ＞J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）

3 変更適用日および目論見書への対応について

2019年7月24日付で、別紙の新旧対象表のとおり変更いたします。
あわせて、同日付にて、交付目論見書および請求目論見書を改訂し、本約款変更の内容を反映いたします。

4 各種資料のお取扱い

対象資料	該当
マンスリーレポート	2019年7月末基準のレポートより、新ファンド名称を適用いたします。
運用報告書	第80期決算（10月23日）基準の運用報告書にて、新ファンド名称を適用いたします。

【お問い合わせ】

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部

お客様専用フリーダイヤル：0120-439-244

受付時間：9:00～17:00（土・日祝日を除く）

以上

追加型証券投資信託

「NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）」

変更内容（新旧対照表）

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;"><ファンド名></p> <p><u>農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド（毎月分配型）</u></p> <p style="text-align: center;">（受益権の取得単位、価額および手数料）</p> <p>第 12 条 （略）</p> <p>② 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める<u>農林中金<パートナーズ> J-REIT インデックス（毎月分配型）</u> 累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従った契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって応じることができるものとします。</p> <p>③～⑦ （略）</p>	<p style="text-align: center;"><ファンド名></p> <p><u>NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）</u></p> <p style="text-align: center;">（受益権の取得単位、価額および手数料）</p> <p>第 12 条 （略）</p> <p>② 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める <u>NZAM J-REIT インデックス（毎月分配型）</u> 累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従った契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって応じることができるものとします。</p> <p>③～⑦ （略）</p>